

<本相談室だよりNo.47は、老人福祉関係施設・社会福祉法人を対象として発行されています>

東社協 福祉施設経営相談室だよりNo.47 平成18年3月2日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keieisoudan@tcsw.tvac.or.jp

地域包括支援センターの運営規程、利用契約書を例示します

本相談室に対して、今年4月創設となりました地域包括支援センターの運営規程及び利用契約書について、モデルはないかとのご要望が多く寄せられており、これを受けて、このたび例示として作成いたしましたので参考にしてください。これはあくまで例示ですので、実際の規定化に際しては、運営協議会をはじめとして関係機関との協議をふまえてください。例示は東社協のH・P（事業案内⇒経営相談事業⇒相談室だよりNo.47関連資料）にてご覧ください。

また、関連して下記の会計処理についてもご相談がありましたので、掲載します。

Q 地域包括支援センター及び介護予防サービス事業の会計区分はどのように処理するのか

A 指導指針による場合は、指導指針第2の1の「会計区分」（原則として事業拠点ごとに会計区分を設定する。）ごとに計算書類が作成されるものである。そこでは、介護保険事業である社会福祉事業と公益事業である介護保険事業を区分して会計処理する必要はなく、事業拠点ごとの介護保険事業（社会福祉事業も公益事業も含む）の損益計算と資金収支計算が行われることとなる。

法人会計基準による場合は、社会福祉事業と公益事業の会計単位を分けなければならないとされている（会計基準第2条）が、当面の運用通知（社援施第49号・老計第55号）では会計基準で処理する場合にも定款の記載に関らず指導指針と同様な処理ができるよう、以下の処理を認めている。法人会計基準による場合には、定款に定める事業別の経理区分を設定して経理区分別に収支計算を行うとともに、社会福祉事業と公益事業は会計単位が独立するとされているが、介護保険事業には社会福祉事業である介護保険事業と公益事業である介護保険事業があるため、法人会計基準による場合にも介護保険事業である公益事業は一体的に運営している社会福祉事業である介護保険事業と区分せずに会計処理できるとされた。上記の一体的な会計処理を行う場合には、法人会計基準で処理する場合においても、セグメント（介護サービス別事業活動計算）の作成又は一般会計において経理区分を設定することにより社会福祉事業と公益事業の事業別の収支を明らかにしておく必要があるとされている。さらに、区市町村からの委託事業であっても委託者がセグメント等による報告を容認する場合には公益事業である介護保険事業の一体的会計処理と同様に取扱って差し支えないとされている。このコメントにより、地域包括支援センター（介護報酬ではなく委託費）や介護予防サービス事業等の事業の会計を一般会計に含めて処理することが可能である。

（回答：宮内忍 東社協福祉施設経営相談室会計専門相談員）以上